

《参考資料》用語解説

赤い羽根共同募金

昭和 22 年に始められ、第 1 種社会福祉事業として全国的に実施されている募金活動。共同募金会は社会福祉法で位置づけられた募金活動を行う民間の団体で、都道府県を単位に毎年 10 月から 12 月までの 3 カ月間募金を行い、募金は各都道府県内の様々な福祉活動の推進に役立てられている。平成 12 年 6 月に施行された「社会福祉法」の中で、その役割を「地域福祉の推進」にと定められた。

安心のてびき

高齢者福祉パンフレットとして、介護保険制度や高齢者福祉サービスの概要を P R するため、市が 3 年に一度作成して全戸に配布している冊子。

運営適正化委員会

福祉サービスの利用者と事業者の間で生じた苦情で、解決が困難なものについて、公正・中立な第三者機関として、苦情解決に向けて支援する機関。利用者と事業者が話し合っても解決ができない場合や何らかの理由で福祉サービスの提供者に苦情などを言いにくい場合などにも申し立てることができる。

N P O 法人

民間非営利組織、Non Profit Organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成 10 年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員は、介護保険法で定める者で、介護・支援を必要とする者（以下「要介護者等」という。）からの相談を受け、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切な介護サービスを利用できるよう、市町村・サービス事業者・施設や医療機関などとの連絡・調整や介護サービス計画（ケアプラン）等を作成し、日常生活を営むために必要な援助を行う。

家族介護慰労事業

重度の要介護高齢者であって、過去 1 年間介護保険のサービスを受けなかった場合、その方を介護する家族に対し、慰労金を贈呈する事業。

家族介護支援介護用品支給事業

重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族の経済的な負担を軽減するために、おむつ等の介護用品を購入できる介護用品引換券を支給する事業。

家庭児童相談

18歳までの子どもたちとその家族に関する、様々な悩みや心配ごとの相談相手となり、家庭相談員が問題解決の支援を行う相談事業。豊川市では、プリオ5階の家庭児童相談室で家庭児童相談員が相談に応じている。

協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

交通指導員

児童、園児及び一般歩行者等の交通指導など交通安全に関する業務を行なうため、市が設置する非常勤の嘱託員。

子育て支援センター・事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形式を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談や子育てサークル等への支援などを通して、育児支援を行う事業。豊川市ではプリオ5階に子育て支援センターが設置されている。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門的知識を有するスタッフ。支援方法は、地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度を関係機関等と連携して調整を行う。

自主防災会

災害時に住民が地域ごとに団結し、自らの手で自らの生命・身体・財産を守るという自発的意思に基づき結成された組織。

市民活動

営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会参画活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする公益性を有する活動。

活動の形態としては、コミュニティ活動（自治会等の地縁組織活動）、ボランティア活動（基本的には個人の自発的な意志に基づく活動）、NPO活動（一定の規模を備えた組織的な活動）に大きく分類される。

社会福祉基礎構造改革

昭和 26 年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため見直しを行い、介護保険制度の円滑な施行（平成 12 年 4 月 1 日施行） 成年後見制度の導入（平成 12 年 4 月 1 日施行） 規制緩和推進計画の実施（平成 11 年度以降） 社会福祉法人による不祥事の防止、地方分権の推進などに資する。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

就学援助

学校教育法第 25 条及び第 40 条の規定に基づいて、経済的な理由により就学困難な児童、又は生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費を援助すること。

主任児童委員

児童委員のうちから厚生労働大臣が指名した児童福祉に関する事項を専門的に担当する者。その職務は、児童委員活動について、児童福祉関係機関との連絡調整などを行ったり、また、区域を担当する児童委員と一体となった活動や必要な援助・協力を行う。

障害者相談

愛知県が市から推薦された者に、業務を委託し実施している事業。身体障害者や知的障害者の地域での暮らしを支援するため、日常生活に関わることや各種サービスについてなど様々な内容に対して、関係機関と連携を図り、自らの経験や知識を活用して相談に応じている。

障害者相談支援事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして、各市町村ごとに推進するよう位置づけられた事業。地域で生活する障害者や介護者、家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、サービスの利用援助や権利擁護のために必要な支援などを行うことによって、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように支援する事業。

心配ごと相談事業

社会福祉協議会が設置し、日常生活における心配ごとに対し、適切な助言、援助を行う事業で、民生委員・児童委員が定例的に相談にあたっている。

青少年ボランティア体験学習

社会福祉協議会が、市内の中高生が将来、福祉活動や地域活動に対して自主的に参加できるように、夏休み期間中、市内の社会福祉施設や各町内のふれあいサロンなどの協力を得て、1日から数日の体験学習ができる機会を提供している。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

第三者委員

サービス利用者と福祉サービスを提供する事業者の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度。

団塊世代

第二次世界大戦直後の日本において、昭和22年から昭和24年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。

地域支援者

災害時要援護者に対する普段からの見守りや、災害が発生しそうとき又は発生したときに、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難するなど支援する人。

地域福祉活動推進委員会

社会福祉協議会が概ね連区又は校区を単位に設置を推進している組織。身の回りに起こっている生活上の問題を、地域住民一人ひとりが共通の問題として理解し、地域にある各種団体や住民の参加と協力により「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を住民自らが作り出していくことを目的とする。

地域福祉活動推進セミナー

地域福祉活動実践者や学識経験者等を講師に、地域住民の福祉意識を高めるとともに、小地域福祉活動を行うきっかけづくりの機会とすることを目的に地域と協働して社会福祉協議会が開催する事業。

地域包括支援センター

平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関。市内在住の高齢者と家族の方が、安心して地域での生活を営めるよう、高齢者に関する虐待や権利擁護などの総合相談、介護保険及び保健福祉サービスの紹介・情報提供・利用のための連絡調整、福祉サービスの申請代行、介護方法の助言などの支援をしている。また、「要支援 1」「要支援 2」と認定された方の介護予防ケアプランを作成したり、介護状態になっていない高齢者の方に対して、健康を維持し、要支援や要介護状態にならないように介護予防事業を行っている。

つどいの広場

主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、育児不安の悩みの受け皿とするような場所を提供することを目的とした事業。豊川市では平日にプリオで、NPO 法人とよかわ子育てネットに委託して実施している。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者同士で、身体的・心理的・性的虐待・基本的欲求の剥奪することを指す。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

配食サービス

市が「まごころ給食サービス事業」として、在宅のひとり暮らしの高齢者等、食事の調理が困難な人に、平日に必要な応じて昼食を配達するとともに、安否確認をする事業。また、社会福祉協議会では「ヘルシー 500 配食サービス事業」として、減塩、低糖、低カロリーで栄養バランスの整った食事の確保が困難な高齢者等に対し、自宅まで配食する事業を実施している。

東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市の 5 市が、ボランティア、市民活動の活性化のため、東三河地域の様々なボランティア団体や市民活動団体の活動内容やイベント情報を紹介するために開設したホームページ。

ファミリー・サポート事業

育児の援助を受けたい人と援助してくれる人が会員となり、育児について助け合う組織で、ファミリー・サポート・センター（豊川市では子育て支援センター内にある。）のアドバイザーが会員相互の依頼と援助の調整を行う。

福祉会・福祉委員

豊川市社会福祉協議会が概ね連区・校区単位で設置を推進する地域福祉活動推進委員会がある地区において、福祉会は町内会単位で設置され、地域に合った「見守り支えあい活動」や「ふれあいサロン活動」などの小地域活動を行う組織。福祉委員は福祉会に配置され、福祉会の中心的な役割を担う。

福祉実践教室

市内の小中学校の児童・生徒が福祉体験を通して、福祉の視点に立った日常的な実践活動へ結びつけるきっかけづくりを目的に、障害者やボランティアを講師として開催している事業。

ふれあいサロン

一人暮らし高齢者や高齢者世帯の人々、また障害者などが、地区市民館や公民館などに集まり、地域の方々と一緒にふれあう場。

ふれあい電話訪問事業

一人暮らし高齢者等に民生委員・児童委員が週1回電話することにより、話し相手や相談相手となり、安否の確認を行う。

ボランティア活動

一般的に、自発的な意思に基づいて、報酬を目的とせず、自分の能力等を他人や社会のために提供すること。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。

活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じたり、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮すことのできる地域社会づくりをめざしている。